特別養護老人ホーム高秀苑

ユニット型指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業

運営規程

（事業の目的）

第1条　社会福祉法人久義会が設置する特別養護老人ホーム高秀苑（以下「事業者」という。）において実施するユニット型指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものになるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、適切なサービスの提供を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条　事業者が実施する事業は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、利用者の人格に十分配慮し、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもってサービスの提供を行うものとする。

２　利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

３　事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

４　事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業所、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

５　利用者が指定短期入所生活介護の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業所その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

６　前５項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成１１年3月３１日厚生労働省令第３７号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業者の名称等）

第３条　事業を行う事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　特別養護老人ホーム　高秀苑

（２）所在地　八尾市桂町５丁目１１－６

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）施設長（管理者）　１名

事業所の業務を統括する。施設長に事故のあるときは、事務長が職員の職務を代行する。

（２）事務員　１名

事業所の庶務及び会計事務に従事する。

（３）生活相談員　１名

利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。

（４）介護職員　３０名（常勤換算）

利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。

（５）看護職員　３名（常勤換算）

の看護、保健衛生の業務に従事する。

（6）機能訓練指導員　１名
利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。
（7）介護支援専門員　１名
利用者の介護支援に関する業務に従事する。
（8）医師　２名（非常勤）
利用者の診察及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。
（9）歯科医師　１名（非常勤）
歯科医療及び保健指導の業務に従事する。
(10) 管理栄養士　１名
給食管理、利用者の栄養指導に従事する。
（特別養護老人ホームと併せた定員 72 名に対する職員数）

（ユニット型指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員）
第５条　事業所の利用定員は、１日９人とする。なお、ユニット型指定短期入所生活介護と一体的に指定介護予防短期入所生活介護を実施する場合には、両事業の利用者数の合計が、当該定員を超えない範囲で実施することができるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

（ユニットの数及びユニットごとの利用定員）
第６条　本事業所におけるユニット数及びユニットごとの利用定員は次のとおりとする。
（1）事業所のユニット数は　８ユニットとする。
（2）ユニットごとの利用定員は　９名とする。
（特別養護老人ホームと併せた定員 72 名に対する数）

（ユニット型指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容）
第７条　当該サービスの内容は、次のとおりとする.
（1）入浴、清拭
（2）食事
（3）排泄の介助
（4）離床、更衣、整容その他日常生活上の世話
（5）健康チェック
（6）日常動作訓練
（7）レクリエーション
（8）送迎
（9）相談援助等の支援

（利用料等）
第８条　当該サービスを提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１２年２月１０日厚生省告示第１９号）によるものとし、当該当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その１割の支払いを受けるものとする。
２　前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
（１）食事の提供に要する費用
朝食 ： 385円 ・ 昼食 ： 530円 ・ 夕食 ： 530円　（税込み）
※利用中に摂取された食事の合計金額を請求させていただきます。
（２）利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
実費
（３）滞在に要する費用　　ユニット型個室　１日あたり２，００６円
（４）第１号及び第２号について、介護保険法施行規則第８３条の６又は同規則第１７２条の２の規程により、介護保険負担限度額認定証又は介護保険特定負担限度額認定証の交付を受けた者にあっては、当該認定証に記載されている負担限度額又は特定負担限度額とする。
（５）レクリエーション・クラブ活動の材料代等　実費

※滞在費の額については、見積もり時に想定していなかった事情により新たな費用が発生したときは、あらかじめ利用者又はその家族に対し、変更後の滞在費の額及びその根拠についての説明を行い、当該費用を基礎として、滞在費の額を変更する事ができる。

3　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4　事業者は、前各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して説明を行い、同意を得た上で、当該利用料を相当額に変更できるものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第９条　通常の送迎の実施地域は、八尾市、東大阪市、柏原市、大阪市 とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１０条　利用者は、サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

（１）健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。

（２）機能訓練室を利用する際には、その旨を申し出ること。

（３）浴室を利用する際には、その旨を申し出ること。

（４）第１２条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

（内容及び手続きの説明及び同意）

第１１条　事業者は、当該サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、居住費等その他入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（契約書）を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用者の同意を得る。

（提供拒否の禁止）

第１０条　事業者は、正当な理由なく当該サービスの提供を拒まない。

（サービス提供困難時の対応）

第１１条　事業者は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

（受給資格等の確認）

第１２条　事業者は、当該サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2　事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該サービスの提供に努める。

（要介護認定の申請にかかる援助）

第１３条　事業者は、要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2　事業者は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の３０日前には行われるように必要な援助を行う。

（指定短期入所生活介護の開始及び終了）

第１４条　事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾患、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一

時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、当該サービスを提供する。

2　事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、当該サービスの開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

（保険給付のための証明書交付）

第１５条　事業者は、法定代理受領サービスに該当しない当該サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、提供した当該サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（指定短期入所生活介護の取扱方針）

第１６条　事業者は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行う。

2　当該サービスは、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行う。

3　当該サービスは、利用者のプライバシーの確保に配慮して行う。

4　当該サービスは、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。

5　当該事業所の職員はサービスの提供に当たって、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

6　事業者は当該サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

7　事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。

（１）身体拘束廃止委員会を設置する。

（２）「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束等にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（３）利用者又はその家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

8　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（介護）

第１７条　介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。

2　事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。

3　事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行う。

4　事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行う。

5　事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。

6　事業者は、前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。

7　事業者は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。

8　事業者は、利用者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

（食事）
第１８条　事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。
２　事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。
３　事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時簡に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立した食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。
４　事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

（相談及び援助）
第１９条　事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

（社会生活上の便宜の提供等）
第２０条　事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援する。
２　事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。
３　事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。
４　事業者は、利用者の外出の機会を確保するよう努める。

（機能訓練）
第２１条　事業者は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

（健康管理）
第２２条　事業所の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。
２　事業所の医師は、その行った健康管理に対し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載する、健康手帳を有しない者については、この限りではない。
３　事業者は、入院及び治療を必要とする利用者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

（管理者の責務）
第２３条　事業所の管理者は、当該事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
２　事業所の管理者は、従業者にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

（サービス計画の作成）
第２４条　管理者は、職員に短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）の作成に関する業務を担当させる。
２　短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）の作成を担当する職員（以下「計画担当職員」という）は、相当期間以上にわたり継続して利用することが予定される利用者について、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービスの提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）を作成する。

３　短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）は、既に居宅サービス計画（介護予防サービス支援計画）が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
４　計画担当職員は、短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）を作成に当たっては､その内容について利用者又はその家族に対して説明し､利用者の同意を得る。
５　短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）の作成した際には、当該短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）を利用者に交付する。

（勤務体制の確保等）
第２５条　事業者は、利用者に対し、適切な当該サービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定める。
２　前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行なう。
① 昼間については､ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置する。
② 夜間及び深夜については、2 ユニットごとに 1 人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する。
③ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置する。
３　事業者は、当該施設の職員によって当該サービスを提供する。ただし、利用者に対する処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
４　事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

（定員の遵守）
第２６条　事業者は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（緊急時等における対応方法）
第２７条　介護従業者は、当該サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じることともに、管理者に報告する。
２　利用者に対する当該サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
３　利用者に対する当該サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（事故発生時の対応）
第２８条　事業者は、利用者の生命・身体の安全確保に配慮しておりますが、万一異常を発見した場合には、次のとおり速やかに対応いたします。また、事業者が利用者に対して行ったサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
①発見者は直ちに、看護師及び施設長に連絡し、事態を状況報告し、看護師は応急処置を行います。
②施設長より御家族に詳細のご連絡を致します。また、事故の状況に応じて、救急車の手配・協力病院に受診の要請等を行います。
事故報告書を 24 時間以内に作成し、保険者に（行政）に報告し指示を仰ぎます。

（身体拘束）
第２９条　事業者は、当該サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
２　事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。
（１）身体拘束廃止委員会を設置する。

（2）「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束等にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
（3）利用者又はその家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

（非常災害対策）
第３０条　非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（虐待防止のための措置）
第３１条　事業所は、入居者の人権擁護、虐待の防止等のため、下記の対策を講ずるものとする。
①虐待防止するための従業員に対する研修の実施
②入居者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
③その他虐待防止のために必要な措置。
２　施設は、サービス提供中に、当該施設従業員による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（衛生管理等）
第３４条　事業者は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。
２　事業者は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。

（重要事項の掲示）
第３５条　事業者は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、苦情処理体制の概要その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（秘密保持等）
第３６条　施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。職員でなくなった後においても同様とする。
２　施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により入居者の同意を得る。
３　関係法令に基づいて、入居者の記録や情報を適切に管理し、入居者の求めに応じて、その内容を開示する。又、入居者及びご家族の情報に関しては予め別紙個人情報使用同意書により同意の上、使用することとする。

（居宅介護支援事業所に対する利益供与の禁止）
第３７条　事業者は、居宅介護支援事業所又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該事業者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与しない。
２　事業者は、居宅介護支援事業所又はその従業者から、当該事業者からの退居者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を収受しない。

（苦情処理）
第３８条　事業者は、その提供した当該サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。
２　事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。
３　事業者は、提供した当該サービスに関し、市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
４　事業者は、市町村からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市町村に報告する。
５　事業者は、提供した指定介護福祉事業所サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

６　事業者は、国民健康保険団体連合会の求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

（地域との連携）

第３９条　事業者は、運営に当たっては地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

２　事業者は、提供した当該サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（その他運営に関する留意事項）

第４０条　事業者は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（１）採用時研修　採用後１カ月以内

（２）継続研修　　年２回

２　事業者は、短期入所生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

３　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人久義会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成１６年１１月１日から施行する。

この規程は、平成１７年１０月１日から施行する。

この規程は、平成18年　４月１日から施行する。

この規程は、平成２１年１０月１日から施行する。

この規程は、平成２３年　４月１日から施行する。

この規程は、平成２４年１０月１日から施行する。

この規程は、令和　元年１０月１日から施行する。